

週休 2 日工事（発注者指定型） 試行要領 新旧対照表

農林部（R6.5.20 通知）	農業農村整備事業（R6.9.30 通知）
長崎県 農林部 週休 2 日工事（発注者指定型） 試行要領	長崎県 農業農村整備事業 週休 2 日工事（発注者指定型） 試行要領
1. 目的 建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっている。また、令和 6 年 4 月より建設業に適用される改正労働基準法による罰則付きの時間外労働規制に向け、建設業における週休 2 日の普及促進をより一層図る必要がある。そのため、地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、働き方改革・労働環境改善の取り組みの環として休日確保できる環境の整備を層推進する観点から、本要領に基づき「週休 2 日」を試行するものである。	1. 目的 建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっている。また、令和 6 年 4 月より建設業において改正労働基準法による罰則付きの時間外労働規制が適用され、建設業における週休 2 日の普及促進をより一層図る必要がある。そのため、地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、働き方改革・労働環境改善の取り組みとして、建設業の「週休 2 日」を推進することを目的とする。
2. 対象工事 (1) 対象工事は、令和 6 年6 月 3 日以降に起工する下記に該当する工事とする。 設計金額 4, 5 0 0 万円以上となる長崎県農林部が所管する事業（営繕事業は除く）のうち、一般競争入札（総合評価落札方式を含む）により発注する請負工事を対象とする。 (2) 現場作業期間には本工事の実施にあたり必要となる準備・撤去作業等も含めるものとする。（工事看板現場事務所等の設置・撤去や現地調査、着工前測量など） (3) 対象工事は、特記仕様書に対象工事であることを明記するものとする。 (4) 対象となる発注工事において発注者指定型による発注を行わない場合は、事前に農村整備課（農村整備課関係事業）及び森林整備室（林政課及び森林整備室関係事業）へ協議のこと。	2. 対象工事 (1) 対象工事は、令和 6 年 1 0 月 1 日以降に起工する下記に該当する工事とする。 設計金額 4, 5 0 0 万円以上かつ一般競争入札（総合評価落札方式を含む）により発注する請負工事。 対象事業は長崎県農林部農村整備課が所管する事業（営繕事業は除く）とする。 (2) 対象期間には本工事の実施に必要な準備・撤去作業等も含めるものとする。（工事看板や現場事務所等の設置・撤去、現地調査、着工前測量など） (3) 対象工事は、特記仕様書に対象工事であることを明記するものとする。 (4) 対象となる発注工事において発注者指定型による発注を行わない場合は、事前に農村整備課へ協議のこと。
3. 試行内容 (1) 週休 2 日とは、対象期間において 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 +現場閉所（日）とは、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 また、以下についても現場閉所日とみなす。 ①降雨、降雪等による予定外の現場休工日 ②受注者が現場閉所としていた日に、災害等の緊急対応や現場見学会等により発注者が作業を要請した日 2休日には、対象工事の元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は休暇とする。 (2) 下請業者に対しては、協力を依頼する。	3. 試行内容 (1) 週休 2 日とは、対象期間において通期の 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 1) 通期の 4 週 8 休とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、2 8 . 5 %（例：8 日／2 8 日）以上となる水準の状態をいう。 2) 現場閉所（日）とは、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 また、以下についても現場閉所日とみなす。 ①降雨、降雪等による予定外の現場休工日 ②受注者が現場閉所としていた日に、災害等の緊急対応や現場見学会等により発注者が作業を要請した日 3) 休日には、対象工事の元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は休暇とする。 (2) 下請業者に対しては、協力を依頼する。
4. 試行方式 (1) 対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が 2 8 . 5 %（8 日／2 8 日）以上の水準となっている状態とする。 (2) 年末年始休暇（6 日）、夏季休暇（3 日）は週休 2 日とは別に休日として確保する。 なお、降雨、降雪等の気象・海象条件により現場の作業を中止した場合は、「現場閉所」及び「元請技術者が休み」の双方を満たす場合に限り週休 2 日の対象とすることができる (3) 労働基準法第 3 5 条（休日）を逸脱してはならない。 （休日）	4. 試行方式 (1) 対象期間内において通期の 4 週 8 休（2 8 . 5 %（例：8 日／2 8 日））以上の水準となるよう実施する。 (2) 年末年始休暇（6 日）、夏季休暇（3 日）は週休 2 日とは別に休日として確保する。 なお、降雨、降雪等の気象・海象条件により現場の作業を中止した場合は、「現場閉所」及び「元請技術者が休み」の双方を満たす場合に限り週休 2 日の対象とすることができる。 (3) 労働基準法 第 35 条（休日）を逸脱してはならない。 （休日）

週休２日工事（発注者指定型） 試行要領 新旧対照表

農林部（R6.5.20 通知）		農業農村整備事業（R6.9.30 通知）	
第三十五条 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。 2 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の休日を与える使用者については適用しない。 （４）当初発注時点において、現場閉所による週休２日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を特記仕様書に明示するものとする。 （５）工事契約後、週休２日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の特記仕様書に対象外とする作業と期間を明示するものとする。 5. 受注者の取り組み内容と発注者の確認 （１）受注者は、「週休２日（４週８休）」の実施を、施工計画書の提出前までに工事打合せ簿で監督職員に協議するものとする。 （２）実施にあたっては、以下の条件を満たす週休２日の取得計画を立て施工計画書の予定工程に記載し発注者へ提出する。契約変更時には変更計画書を提出する。 1）対象期間は、工事着手日から工事完成通知日までとする。 2）対象期間中、工事現場を週休２日相当の休日とするものとする。 3）夏季休暇（３日）、年末年始休暇（６日）は週休２日とは別に休日として確保する。 工場製作のみを実施している期間、工事の全面中止を行っている日は休日に含まない。 （３）受注者は、不測の事態等により予定工程に変更（土日作業等）が生じた場合には、その変更予定工期とその理由について発注者と協議を行う。 （４）受注者は、対象期間中、「週休２日工事」であることを現場に看板等により掲示することにより、現場周辺へ「宣言」するものとする。 （５）発注者は、受注者より提出された予定工程や変更予定工程（理由含む）が妥当であるか確認を行う。妥当ではないと判断された場合は、受注者へ修正を指示する。 （６）発注者は、施工中に施工プロセスチェック（工程管理）にもとづき、出勤簿や出面表等を用いて現場閉所の実施状況を確認する。 （７）受注者は、実施工程表等により、「週休２日」の実施状況を取りまとめ、月１回監督職員へ報告するものとする。 6. 工事の実施方法 （１）入札方式 1）入札方式は、一般競争入札（総合評価落札方式を含む）とする。 （２）発注方式 1）「発注者指定型」とする。 2）「発注者指定型」とは、発注者が週休２日の対象工事として契約当初から指定して発注し、現場閉所率が２８．５％以上となるよう実施するもの。 7. 週休２日工事の積算による措置 （１）週休２日の工事費補正 1）「週休２日の工事費補正」については、４週８休以上（現場閉所率が２８．５％（８日／２８日）以上）を達成した場合のみ対象とする。 ※労務費の補正については、下水道工事市場単価・地質調査市場単価については補正の対象としない。		第三十五条 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。 2 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の休日を与える使用者については適用しない。 （４）当初発注時点において、現場閉所による週休２日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を特記仕様書に明示するものとする。 （５）工事契約後、週休２日対象期間としていた期間内において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の特記仕様書に対象外とする作業と期間を明示するものとする。 5. 受注者の取り組み内容と発注者の確認 （１）受注者は、「週休２日（４週８休（通期）」の実施を、施工計画書の提出前までに工事打合せ簿で監督職員に協議するものとする。 （２）実施にあたっては、以下の条件を満たす週休２日の取得計画を立て施工計画書の予定工程に記載し発注者へ提出する。契約変更時には変更計画書を提出する。 1）対象期間は、工事着手日から工事完成通知日までとする。 2）対象期間中、工事現場を週休２日相当の休日とするものとする。 3）夏季休暇（３日）、年末年始休暇（６日）は週休２日とは別に休日として確保する。 工場製作のみを実施している期間、工事の全面中止を行っている期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は対象期間には含めない。 （３）受注者は、不測の事態等により予定工程に変更（土日作業等）が生じた場合には、その変更予定工期とその理由について発注者と協議を行う。 （４）受注者は、対象期間中、「週休２日工事」であることを現場に看板等により掲示することにより、現場周辺へ「宣言」するものとする。 （５）発注者は、受注者より提出された予定工程や変更予定工程（理由含む）が妥当であるか確認を行う。妥当ではないと判断された場合は、受注者へ修正を指示する。 （６）発注者は、施工中に施工プロセスチェック（工程管理）にもとづき、出勤簿や出面表等を用いて現場閉所の実施状況を確認する。 （７）受注者は、実施工程表等により、「週休２日」の実施状況を取りまとめ、月１回監督職員へ報告するものとする。 6. 工事の実施方法 （１）入札方式 1）入札方式は、一般競争入札（総合評価落札方式を含む）とする。 （２）発注方式 1）「発注者指定型」とする。 2）「発注者指定型」とは、発注者が週休２日の対象工事として契約当初から指定して発注し、通期の現場閉所率が２８．５％以上となるよう実施するもの。 7. 週休２日工事の積算による措置 （１）週休２日の工事費補正 1）労務費の補正については、下水道工事市場単価・地質調査市場単価は補正の対象としない。	

週休2日工事（発注者指定型） 試行要領 新旧対照表

農林部（R6.5.20 通知）	農業農村整備事業（R6.9.30 通知）																																																																																																						
（2）週休2日補正係数 1）「週休2日補正係数」については、当初設計において「4週8休」の補正を行い発注し、竣工時において現場閉所の達成状況を確認する。 なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものにおいては、補正を減じた変更契約を行う。 2）補正係数については、下記のとおりとする。 ①（森林土木関係工事の場合） 【4週8休以上：補正係数】 ・ 労務費：1.05 ・ 機械経費（賃料）：1.04 ・ 共通仮設費：1.04 ・ 現場管理費：1.06 ②（農業農村整備工事の場合） 【4週8休以上：補正係数】 ・ 労務費：1.05 ・ 機械経費（賃料）：1.04 ・ 共通仮設費：1.04 ・ 現場管理費：1.07 ※県土木部制定の積算基準（土木工事標準積算基準・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準・港湾・漁港請負工事積算基準）による積算の場合は、県土木部の「週休2日モデル工事（発注者指定型）」の試行要領に準じる。 3）土木工事市場単価の補正係数 <table><tr><th rowspan="2">名 称</th><th rowspan="2">区 分</th><th>補正係数</th></tr><tr><th>4週8休以上</th></tr><tr><td>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</td><td></td><td>1.05</td></tr><tr><td>鉄筋工（ガス圧接）</td><td></td><td>1.04</td></tr><tr><td rowspan="2">インターロックンダブロッタ工</td><td>設置</td><td>1.02</td></tr><tr><td>撤去</td><td>1.05</td></tr><tr><td rowspan="2">防護柵設置工（ガードレール）</td><td>設置</td><td>1.01</td></tr><tr><td>撤去</td><td>1.05</td></tr><tr><td rowspan="2">防護柵設置工（ガードパイプ）</td><td>設置</td><td>1.01</td></tr><tr><td>撤去</td><td>1.05</td></tr><tr><td rowspan="2">防護柵設置工（横断・転落防止柵）</td><td>設置</td><td>1.04</td></tr><tr><td>撤去</td><td>1.05</td></tr><tr><td>防護柵設置工（落石防護柵）</td><td></td><td>1.02</td></tr><tr><td>防護柵設置工（落石防止網）</td><td></td><td>1.03</td></tr><tr><td rowspan="2">道路標識設置工</td><td>設置</td><td>1.01</td></tr><tr><td>撤去・移設</td><td>1.04</td></tr><tr><td rowspan="2">道路付属物設置工</td><td>設置</td><td>1.02</td></tr><tr><td>撤去</td><td>1.05</td></tr><tr><td>法面工</td><td></td><td>1.02</td></tr><tr><td>吹付砕工</td><td></td><td>1.03</td></tr></table>	名 称	区 分	補正係数	4週8休以上	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05	鉄筋工（ガス圧接）		1.04	インターロックンダブロッタ工	設置	1.02	撤去	1.05	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	撤去	1.05	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	撤去	1.05	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	撤去	1.05	防護柵設置工（落石防護柵）		1.02	防護柵設置工（落石防止網）		1.03	道路標識設置工	設置	1.01	撤去・移設	1.04	道路付属物設置工	設置	1.02	撤去	1.05	法面工		1.02	吹付砕工		1.03	（2）週休2日補正係数 1）「週休2日補正係数」については、当初設計において「通期の4週8休」の補正を行い発注し、竣工時において現場閉所の達成状況により変更契約を行う。 なお、「通期の4週8休」以上が未達成の場合においては、補正を減じた変更契約を行う。 （3）現場の閉所状況は、下記のとおりとする。 1）「通期の4週8休」：対象期間内に現場閉所率が28.5％（例：8日／28日）以上の場合。 2）補正係数については、下記のとおりとする。 【通期の4週8休以上：補正係数】 ・ 労務費：1.02 ・ 機械経費（賃料）：1.02 ・ 共通仮設費：1.02 ・ 現場管理費：1.05 ※ 県土木部制定の積算基準（土木工事標準積算基準・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準・港湾・漁港請負工事積算基準）による積算の場合は、県土木部の「週休2日モデル工事（発注者指定型）」の試行要領に準じる。 3）土木工事市場単価の補正係数 <table><tr><th rowspan="2">名 称</th><th rowspan="2">区 分</th><th>補正係数</th></tr><tr><th>4週8休以上 （通期）</th></tr><tr><td>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</td><td></td><td>1.02</td></tr><tr><td>鉄筋工（ガス圧接）</td><td></td><td>1.02</td></tr><tr><td rowspan="2">防護柵設置工（ガードレール）</td><td>設置</td><td>1.00</td></tr><tr><td>撤去</td><td>1.02</td></tr><tr><td rowspan="2">防護柵設置工（ガードパイプ）</td><td>設置</td><td>1.00</td></tr><tr><td>撤去</td><td>1.02</td></tr><tr><td rowspan="2">防護柵設置工（横断・転落防止柵）</td><td>設置</td><td>1.02</td></tr><tr><td>撤去</td><td>1.02</td></tr><tr><td>防護柵設置工（落石防護柵）</td><td></td><td>1.01</td></tr><tr><td>防護柵設置工（落石防止網）</td><td></td><td>1.01</td></tr><tr><td rowspan="2">道路標識設置工</td><td>設置</td><td>1.00</td></tr><tr><td>撤去・移設</td><td>1.02</td></tr><tr><td rowspan="2">道路付属物設置工</td><td>設置</td><td>1.01</td></tr><tr><td>撤去</td><td>1.02</td></tr><tr><td>法面工</td><td></td><td>1.01</td></tr><tr><td>吹付砕工</td><td></td><td>1.01</td></tr><tr><td>橋梁用伸縮継手装置設置工</td><td></td><td>1.01</td></tr></table>	名 称	区 分	補正係数	4週8休以上 （通期）	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	鉄筋工（ガス圧接）		1.02	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	撤去	1.02	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	撤去	1.02	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	撤去	1.02	防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	防護柵設置工（落石防止網）		1.01	道路標識設置工	設置	1.00	撤去・移設	1.02	道路付属物設置工	設置	1.01	撤去	1.02	法面工		1.01	吹付砕工		1.01	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
名 称			区 分	補正係数																																																																																																			
	4週8休以上																																																																																																						
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05																																																																																																					
鉄筋工（ガス圧接）		1.04																																																																																																					
インターロックンダブロッタ工	設置	1.02																																																																																																					
	撤去	1.05																																																																																																					
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01																																																																																																					
	撤去	1.05																																																																																																					
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01																																																																																																					
	撤去	1.05																																																																																																					
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04																																																																																																					
	撤去	1.05																																																																																																					
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02																																																																																																					
防護柵設置工（落石防止網）		1.03																																																																																																					
道路標識設置工	設置	1.01																																																																																																					
	撤去・移設	1.04																																																																																																					
道路付属物設置工	設置	1.02																																																																																																					
	撤去	1.05																																																																																																					
法面工		1.02																																																																																																					
吹付砕工		1.03																																																																																																					
名 称	区 分	補正係数																																																																																																					
		4週8休以上 （通期）																																																																																																					
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02																																																																																																					
鉄筋工（ガス圧接）		1.02																																																																																																					
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00																																																																																																					
	撤去	1.02																																																																																																					
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00																																																																																																					
	撤去	1.02																																																																																																					
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02																																																																																																					
	撤去	1.02																																																																																																					
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01																																																																																																					
防護柵設置工（落石防止網）		1.01																																																																																																					
道路標識設置工	設置	1.00																																																																																																					
	撤去・移設	1.02																																																																																																					
道路付属物設置工	設置	1.01																																																																																																					
	撤去	1.02																																																																																																					
法面工		1.01																																																																																																					
吹付砕工		1.01																																																																																																					
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01																																																																																																					

週休 2 日工事（発注者指定型） 試行要領 新旧対照表

農林部（R6.5.20 通知）				農業農村整備事業（R6.9.30 通知）			
	鉄筋挿入工（ロータボルト工）		＋. 〇 3		橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1. 0 2
	道路植栽工	植樹	＋. 〇 5		橋面防水工		1. 0 1
		剪定	＋. 〇 5		軟弱地盤処理工		1. 0 1
	公園植栽工		＋. 〇 5				
	橋梁用伸縮継手装置設置工		＋. 〇 2				
	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		＋. 〇 4				
	橋面防水工		＋. 〇 2				
	薄層カラー舗装工		＋. 〇 1				
	ダルビン工		＋. 〇 1				
	軟弱地盤処理工		＋. 〇 2				
	コンタリト表面処理工 （ウォータージェット工）		＋. 〇 1				

8. 工事工期の措置

(1) 工事の受注者は、契約後において、当初設定された工事工期が週休 2 日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し、施工計画書の提出前までに発注者と工事打合せ簿により協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には契約変更の対象とする。

9. 工事成績評価における評価（長崎県建設工事成績評価要領対象工事のみ。竣工時に評価する。）

(1) 4 週 8 休以上の現場閉所が達成された場合には、別に定める「週休 2 日工事における工事成績評価の運用」の最新版により、評価を行う。

(2) 監督職員は実工期の 1 / 2 となる月の月末に 4 週 8 休以上の現場閉所について実施状況を確認し、実施されていない場合は「口頭注意」を発出し、口頭注意の発出から 7 日以内に受注者から改善策が提出され改善が図られていれば通常の評価を行う。ただし、「口頭注意」の発出は 1 回のみとし、改善が図られなかった場合は、施工プロセスチェックに基づく「助言・指導（文書通知）」を発出する。

(3) 施工プロセスチェックに基づく「助言・指導（文書通知）」が発出された段階で工事成績評価において加点評価は行わないものとする。また、上記に加え 4 週 8 休以上の現場閉所が達成できなかった場合は、工事成績評価調書の「7. 法令順守等」において、点数を 2 点減ずる措置を行うものとする。

4) 土木工事標準単価の補正係数

名 称	区 分	補正係数
		4 週 8 休以上 （通期）
区画線工		1. 0 2
排水構造物工		1. 0 2
コンクリートブロック積工		1. 0 2
構造物とりこわし工	機械	1. 0 2
	人力	1. 0 2
鋼橋塗装工		1. 0 1

8. 工事工期の措置

(1) 工事の受注者は、契約後において、当初設定された工事工期が週休 2 日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し、施工計画書の提出前までに発注者と工事打合せ簿により協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には契約変更の対象とする。

9. 工事成績評価における評価

(長崎県建設工事成績評価要領対象工事のみ。竣工時に評価する。)

(1) **通期**の 4 週 8 休以上の現場閉所が達成された場合には、別に定める「週休 2 日工事における工事成績評価の運用」の最新版により、評価を行う。

(2) 監督職員は実工期の 1 / 2 となる月の月末に 4 週 8 休以上の現場閉所について実施状況を確認し、実施されていない場合は「口頭注意」を発出し、口頭注意の発出から 7 日以内に受注者から改善策が提出され改善が図られていれば通常の評価を行う。ただし、「口頭注意」の発出は 1 回のみとし、改善が図られなかった場合は、施工プロセスチェックに基づく「助言・指導（文書通知）」を発出する。

(3) 施工プロセスチェックに基づく「助言・指導（文書通知）」が発出された段階で工事成績評価において加点評価は行わないものとする。また、上記に加え**通期**の 4 週 8 休以上の現場閉所が達成できなかった場合は、工事成績評価調書の「7. 法令順守等」において、点数を 2 点減ずる措置を行うものとする。

週休２日工事（発注者指定型） 試行要領 新旧対照表

農林部（R6.5.20 通知）	農業農村整備事業（R6.9.30 通知）																																																
Ⅰ 0. 週休２日工事拡大に向けた措置 （１）受注者は、実工程表等により、実施状況を取りまとめ、工事完成通知時に監督職員へ報告するものとする。 （２）各経費の補正は対象期間全体に対する週休２日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は１ヵ月ごとに４週８休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。 Ⅰ Ⅰ. 週休２日実施証明書の発行（長崎県建設工事成績評定要領対象工事のみ） （１）週休２日を実施し４週８休以上の現場閉所を達成した場合は、週休２日実施証明書を発行する。 （２）証明書の発行は、工事成績評定通知と合わせて発行する。 （３）証明書の様式は、別添Ⅰのとおり。 Ⅰ Ⅱ. 工事の発注時の対応 （１）週休２日工事であることを設計図書（特記仕様書 第●章 施工条件明示 第３条Ⅰ. 工程関係）に明示する。 【発注者指定型】 <table><tr><td colspan="2">第●章 施工条件明示</td></tr><tr><td colspan="2">第十節</td></tr><tr><td colspan="2">Ⅰ. 工程関係</td></tr><tr><td colspan="2">・週休２日工事における現場閉所の実施</td></tr><tr><td colspan="2">本工事は、週休２日工事（発注者指定型）であり、４週８休以上の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は、「週休２日（４週８休）」の実施を、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとし、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下のⅠ）からⅦ）によるものとするが、工事契約後、週休２日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。</td></tr><tr><td colspan="2">完成通知時においては、実工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとする。</td></tr><tr><td colspan="2">なお、施工プロセスチェックの実施により「助言・指導（文書通知）」が発出された場合、工事成績評定において加点評価は行わないものとする。また、上記に加え４週８休以上の現場閉所が達成できなかった場合は、工事成績評定調書の「Ⅶ. 法令順守等」において、点数を２点減ずる措置を行うものとする。</td></tr><tr><td colspan="2">Ⅰ）週休２日は原則、４週８休以上（現場閉所率２８．５％以上）とする。</td></tr><tr><td colspan="2">Ⅱ）現場閉所による週休２日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。</td></tr><tr><td>週休２日対象外作業</td><td>〇〇</td></tr><tr><td>週休２日対象外期間</td><td>令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日</td></tr><tr><td colspan="2">Ⅲ）予定工程において設定された休日は、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。</td></tr></table>	第●章 施工条件明示		第十節		Ⅰ. 工程関係		・週休２日工事における現場閉所の実施		本工事は、週休２日工事（発注者指定型）であり、４週８休以上の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は、「週休２日（４週８休）」の実施 を、 施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとし、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下のⅠ）からⅦ）によるものとする が、 工事契約後、週休２日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。		完成通知時においては、実工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとする。		なお、施工プロセスチェックの実施により「助言・指導（文書通知）」が発出された場合、工事成績評定において加点評価は行わないものとする。また、上記に加え４週８休以上の現場閉所が達成できなかった場合は、工事成績評定調書の「Ⅶ. 法令順守等」において、点数を２点減ずる措置を行うものとする。		Ⅰ）週休２日は 原則、 ４週８休以上（現場閉所率２８．５％ 以上 ）とする。		Ⅱ）現場閉所による週休２日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。		週休２日対象外作業	〇〇	週休２日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日	Ⅲ）予定工程において設定された休日は、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。		Ⅰ 0. 週休２日工事拡大に向けた措置 （１）受注者は、実工程表等により、実施状況を取りまとめ、工事完成通知時に監督職員へ報告するものとする。 （２）各経費の補正は対象期間全体に対する週休２日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は１ヵ月ごとに４週８休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。 Ⅰ Ⅰ. 工事の発注時の対応 （１）週休２日工事であることを設計図書（特記仕様書 第●章 施工条件明示 第３条Ⅰ. 工程関係）に明示する。 【発注者指定型】 <table><tr><td colspan="2">第●章 施工条件明示</td></tr><tr><td colspan="2">Ⅰ. 工程関係</td></tr><tr><td colspan="2">・週休２日工事における現場閉所の実施</td></tr><tr><td colspan="2">本工事は、週休２日工事（発注者指定型）であり、通期の４週８休以上の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は、「週休２日（通期の４週８休）」の実施について、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとし、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下のⅠ）からⅦ）によるものとする。</td></tr><tr><td colspan="2">工事契約後、週休２日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。</td></tr><tr><td colspan="2">完成通知時においては、実工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとする。</td></tr><tr><td colspan="2">なお、施工プロセスチェックの実施により「助言・指導（文書通知）」が発出された場合、工事成績評定において加点評価は行わないものとする。また、上記に加え４週８休以上（通期）の現場閉所が達成できなかった場合は、工事成績評定調書の「Ⅶ. 法令順守等」において、点数を２点減ずる措置を行うものとする。</td></tr><tr><td colspan="2">Ⅰ）週休２日は工事着手日から工事完成日までの期間において、通期の４週８休（現場閉所率２８．５％）以上となる休日を確認することとする。</td></tr><tr><td colspan="2">Ⅱ）現場閉所による週休２日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。</td></tr><tr><td>週休２日対象外作業</td><td>〇〇</td></tr><tr><td>週休２日対象外期間</td><td>令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日</td></tr><tr><td colspan="2">Ⅲ）予定工程において設定された休日は、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。</td></tr></table>	第●章 施工条件明示		Ⅰ. 工程関係		・週休２日工事における現場閉所の実施		本工事は、週休２日工事（発注者指定型）であり、 通期 の４週８休以上の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は、「週休２日（ 通期 の４週８休）」の実施 について、 施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとし、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下のⅠ）からⅦ）によるものとする。		工事契約後、週休２日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。		完成通知時においては、実工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとする。		なお、施工プロセスチェックの実施により「助言・指導（文書通知）」が発出された場合、工事成績評定において加点評価は行わないものとする。また、上記に加え４週８休以上（ 通期 ）の現場閉所が達成できなかった場合は、工事成績評定調書の「Ⅶ. 法令順守等」において、点数を２点減ずる措置を行うものとする。		Ⅰ）週休２日は 工事着手日から工事完成日までの期間において、通期の ４週８休（現場閉所率２８．５％） 以上となる休日を確認することとする。		Ⅱ）現場閉所による週休２日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。		週休２日対象外作業	〇〇	週休２日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日	Ⅲ）予定工程において設定された休日は、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。	
第●章 施工条件明示																																																	
第十節																																																	
Ⅰ. 工程関係																																																	
・週休２日工事における現場閉所の実施																																																	
本工事は、週休２日工事（発注者指定型）であり、４週８休以上の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は、「週休２日（４週８休）」の実施 を、 施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとし、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下のⅠ）からⅦ）によるものとする が、 工事契約後、週休２日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。																																																	
完成通知時においては、実工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとする。																																																	
なお、施工プロセスチェックの実施により「助言・指導（文書通知）」が発出された場合、工事成績評定において加点評価は行わないものとする。また、上記に加え４週８休以上の現場閉所が達成できなかった場合は、工事成績評定調書の「Ⅶ. 法令順守等」において、点数を２点減ずる措置を行うものとする。																																																	
Ⅰ）週休２日は 原則、 ４週８休以上（現場閉所率２８．５％ 以上 ）とする。																																																	
Ⅱ）現場閉所による週休２日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。																																																	
週休２日対象外作業	〇〇																																																
週休２日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日																																																
Ⅲ）予定工程において設定された休日は、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。																																																	
第●章 施工条件明示																																																	
Ⅰ. 工程関係																																																	
・週休２日工事における現場閉所の実施																																																	
本工事は、週休２日工事（発注者指定型）であり、 通期 の４週８休以上の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は、「週休２日（ 通期 の４週８休）」の実施 について、 施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとし、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下のⅠ）からⅦ）によるものとする。																																																	
工事契約後、週休２日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。																																																	
完成通知時においては、実工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとする。																																																	
なお、施工プロセスチェックの実施により「助言・指導（文書通知）」が発出された場合、工事成績評定において加点評価は行わないものとする。また、上記に加え４週８休以上（ 通期 ）の現場閉所が達成できなかった場合は、工事成績評定調書の「Ⅶ. 法令順守等」において、点数を２点減ずる措置を行うものとする。																																																	
Ⅰ）週休２日は 工事着手日から工事完成日までの期間において、通期の ４週８休（現場閉所率２８．５％） 以上となる休日を確認することとする。																																																	
Ⅱ）現場閉所による週休２日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。																																																	
週休２日対象外作業	〇〇																																																
週休２日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日																																																
Ⅲ）予定工程において設定された休日は、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。																																																	

週休2日工事（発注者指定型） 試行要領 新旧対照表

農林部（R6.5.20 通知）		農業農村整備事業（R6.9.30 通知）	
	4）元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。 5）受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。 6）（森林土木関係工事の場合） 4週8休以上の現場閉所が達成されなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率28.5%（8日／28日）以上の場合とする。 週休2日における補正係数については、下記のとおりとする。 【4週8休以上：補正係数】 ・労務費：1.05 ・機械経費（賃料）：1.04 ・共通仮設費：1.04 ・現場管理費：1.06 6）（農業農村整備工事の場合） 4週8休以上の現場閉所が達成されなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率28.5%（8日／28日）以上の場合とする。 週休2日における補正係数については、下記のとおりとする。 【4週8休以上：補正係数】 ・労務費：1.05 ・機械経費（賃料）：1.04 ・共通仮設費：1.04 ・現場管理費：1.07 ※県土木部制定の積算基準（土木工事標準積算基準・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準・港湾・漁港請負工事積算基準）による積算の場合は、県土木部の「週休2日モデル工事（発注者指定型）」の試行要領に準じる。 7）対象期間中、工事現場に週休2日工事であることを現場に看板等により掲示すること。 ※詳しくは、長崎県農林部週休2日工事 試行要領（長崎県ホームページ）をご確認ください。 https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kokyojigyo/kouji/nagasaki_kenn_nourinbu_syukyu2nitikouji_sikouyouryou/		4）元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。 5）受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。 6）通期の4週8休以上となる現場閉所が達成されなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率28.5%（例：8日／28日）以上の場合とする。 週休2日における補正係数については、下記のとおりとする。 【通期の4週8休以上：補正係数】 ・労務費：1.02 ・機械経費（賃料）：1.02 ・共通仮設費：1.02 ・現場管理費：1.05 ※県土木部制定の積算基準（土木工事標準積算基準・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準・港湾・漁港請負工事積算基準）による積算の場合は、県土木部の「週休2日モデル工事（発注者指定型）」の試行要領に準じる。 7）対象期間中、工事現場に週休2日工事であることを現場に看板等により掲示すること。 ※詳しくは、長崎県 農業農村整備事業 週休2日工事 試行要領（長崎県ホームページ）をご確認ください。 https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kokyojigyo/kouji/nagasaki_kenn_nourinbu_syukyu2nitikouji_sikouyouryou/